

⑯ 児童・思春期精神科入院医療管理料における不適切な養育等が疑われる小児患者に対する支援体制の評価の新設

第1 基本的な考え方

不適切な養育等が疑われる児童の早期発見や、福祉・保健・警察・司法・教育等の関係機関の適切な連携を推進する観点から、児童・思春期精神科入院医療管理料において、多職種で構成される専任のチームを設置して連携体制を整備している場合について、新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病棟において、不適切な養育等が行われていることが疑われる患者に対して迅速かつ適切な対応が行われるよう、多職種による専任のチームを設置している場合の評価を新設する。

改 定 案	現 行
<p>【児童・思春期精神科入院医療管理料】</p> <p>[算定要件]</p> <p>注3 <u>当該病棟又は治療室に入院している20歳未満の精神疾患を有する患者に対する支援体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の病棟に入院している患者について、精神科養育支援体制加算として、入院初日に限り300点を所定点数に加算する。</u></p> <p>[施設基準]</p> <p>十五の三 児童・思春期精神科入院医療管理料の施設基準等</p> <p>(1) <u>児童・思春期精神科入院医療</u></p>	<p>【児童・思春期精神科入院医療管理料】</p> <p>[算定要件]</p> <p>(新設)</p> <p>[施設基準]</p> <p>十五の三 児童・思春期精神科入院医療管理料の施設基準</p> <p>(新設)</p>

<p><u>管理料の施設基準</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>(2) <u>児童・思春期精神科入院医療</u> <u>管理料の注3に規定する精神科</u> <u>養育支援体制加算の施設基準</u> <u>虐待等不適切な養育が行われ</u> <u>ていることが疑われる20歳未満</u> <u>の精神疾患を有する患者に対す</u> <u>る支援を行うにつき十分な体制</u> <u>が整備されていること。</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--